

大分県報

令和二年
第七三三号
一月二十一日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
林業種苗法による生産事業者の登録……………	一
大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更……………	二
道路区域の変更……………	五
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………	五
選挙管理委員会告示	
参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………	五
公 告	
開発行為の完了……………	七

○告示

大分県告示第三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ白杵

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
白杵市大字江無田字中道二百二十六番一 外

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 俊勝

大分市東春日町十三番十一号

外十四者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外十四者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年十二月五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年一月二十一日から令和二年五月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年五月二十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三十九号

令和二年一月二十一日

大分県報（告示）

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和二年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

南三十

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

柳井 智寿

佐伯市本匠大字因尾一八四番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

柳井 智寿

佐伯市本匠大字因尾

大分県告示第四十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十一年大分県告示第十四号）の全部を令和元年十二月二十五日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和二年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の海面漁業は、平成二十九年の生産量で全国第二十二位、生産額で全国第二十三位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。

2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受ける豊後水道海域とに大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このため、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分布又は回遊する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数

な漁場を形成している。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られている。本県海域での生産量については、平成二十九年は前年よりアジ類、サバ類が増加したものの、イワシ類、エビ類等が減少し、九、七パーセント減の三万八千七百七十二トンとなっている。本県水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、大分県農林水産研究指導センター水産研究部を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

9 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画は、中西部太平洋くろまぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存及び管理措置に基づいて、別に定める。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成三十一年（令和元年）の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成三十一年一月から 令和元年十二月まで	若干
まいわし	平成三十一年一月から 令和元年十二月まで	若干
まさば及びびりまさば	令和元年七月から 令和二年六月まで	若干

2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる令和二年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	令和二年一月から 令和二年十二月まで	若干
まいわし	令和二年一月から 令和二年十二月まで	若干
まさば及びびりまさば	令和二年六月から 令和三年七月まで	(注)

(注) まさば及びびりまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成三十一年（令和元年）の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。

さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

まあじ

中型まき網漁業
 若干

(注) 中型まき網漁業とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第七条第三号に規定する漁業をいう。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、令和二年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。

さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

まあじ

中型まき網漁業

若干

小型まき網漁業

(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第三号に規定する漁業をいう。

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まあじ

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則（平成八年大分県規則第八十二号。以下「規則」という。）に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。

また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規則と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、まあじ採捕を目的とするその他の漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。

2 まいわし、まさば及びびりまさば（共通施策）

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の

管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。

また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

1 平成三十一年（令和元年）の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

（注）さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

2 令和二年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

（注）さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

六 第二種特定海洋生物資源ごとの定める漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

1 平成三十一年（令和元年）の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業（うちこぎ網漁業及び貝けた網漁業）	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

（注）さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。

2 令和二年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
さわら	さわら流しさし網漁業	瀬戸内海	九月一日から 十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まごがれい	小型機船底びき網漁業（うちこぎ網漁業及び貝けた網漁業）	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五

（注）さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	<p>網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しざし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手練第二種漁業こぎ網漁業及び手練第三種漁業貝けた網漁業をいう。</p> <p>七 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>1 さわら</p> <p>瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。</p> <p>知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。</p> <p>2 まこがれい</p> <p>周防灘のまこがれい等七魚種の資源回復を図るために、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種の資源管理に関する覚書」及び「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。</p> <p>知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。</p> <p>八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。</p> <p>2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第四十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和二年一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年一月二十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>																				
					<p>大分県告示第四十二号</p> <p>大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び中津土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年一月二十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>十 中津港の(二)概要の表中</p> <table border="1" data-bbox="343 1176 805 1960"> <tr> <td>D-1-1-2</td> <td>臨港道路</td> <td>三三三メートル</td> <td>幅員一・五メートル</td> <td>を</td> </tr> <tr> <td>D-1-1-2</td> <td>臨港道路</td> <td>二三〇メートル</td> <td>幅員一・五メートル</td> <td>に、</td> </tr> <tr> <td>H-1-1-4</td> <td>野積場</td> <td>一七、一七〇・九八平方メートル</td> <td>附属地</td> <td>を</td> </tr> <tr> <td>H-1-1-4</td> <td>野積場</td> <td>二〇、四〇〇・〇〇平方メートル</td> <td>附属地</td> <td>に改める。</td> </tr> </table> <p>附 則</p> <p>この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>○選挙管理委員会告示</p>	D-1-1-2	臨港道路	三三三メートル	幅員一・五メートル	を	D-1-1-2	臨港道路	二三〇メートル	幅員一・五メートル	に、	H-1-1-4	野積場	一七、一七〇・九八平方メートル	附属地	を	H-1-1-4	野積場	二〇、四〇〇・〇〇平方メートル	附属地	に改める。
D-1-1-2	臨港道路	三三三メートル	幅員一・五メートル	を																					
D-1-1-2	臨港道路	二三〇メートル	幅員一・五メートル	に、																					
H-1-1-4	野積場	一七、一七〇・九八平方メートル	附属地	を																					
H-1-1-4	野積場	二〇、四〇〇・〇〇平方メートル	附属地	に改める。																					

令和二年一月二十一日

大分県報（告示・選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和二年一月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第五回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨		所属		期間
1 選挙の種類	令和元年7月21日執行参議院大分県選出議員選挙	所属党派	無所属	11月28日から 11月28日まで
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）	36,404,400円			
3 収支報告書の要旨				
候補者氏名	安達 澄	所属党派	安達 朋子	無所属
出納責任者氏名				
収入	支出			
主たる寄附	0円			
その他の寄附	0円			
その他の収入	0円			
今回計	0円			
前回計	15,000,000円			
総計	15,000,000円			
今回計	354,564円			
前回計	13,713,257円			
総計	14,067,821円			
支出のうち公費負担相当額	計			
選挙運動用通常葉書の作成	0円			
ビラの作成	0円			
ポスターの作成	0円			
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	0円			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
政見放送の録画等	0円			
計	0円			
報告書受理年月日	令和元年12月4日			
第5回報告分				

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字藤原字安養寺千七百七十番一ほか十筆及び千七百七十番四の一部並びに千七百七十番一ほか五筆の各地先水路並びに字御屋敷千二百六十九番一ほか八十九筆及び千二百九十六番三ほか一筆の各一部並びに千二百六十九番一ほか二十二筆の各地先里道及び千二百七十一番一ほか二十七筆の各地先水路

二 開発区域の面積

一万四千百九十九・八三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町大字大神二千六百七十二番地の一
有限会社ハヤミハウジング

代表取締役 築 山 傳

四 完了検査年月日

令和元年十二月二十四日

令和二年一月二十一日

大分県報（公告）